

## 用語解説（五十音順）

項 目	内 容
医療型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。 対象となるのは、就学前の肢体不自由等の障害のある児童などです。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談やその他の日常生活上の援助を行います。
強度行動障害	自分の体を叩く、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど「本人の健康を著しく損ねる行動」、他人を叩く、物を壊す、大泣き奇声は何時間も続くなど「周囲のくらしに著しい影響を及ぼす行動」が高い頻度で継続的に発生し、特別に配慮された支援が必要な状態のことです。
居宅介護 (身体介護・家事援助・通院等介助)	日常生活を営むのに支障がある場合、入浴・排せつ・食事などの介護や調理、掃除などの家事援助を行います。また、病院等への通院のための移動等の介助や通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
行動援護	居宅で生活されており行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な介護や外出時における移動中の介護を行います。
施設入所支援	施設入所者を対象に、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。 対象となるのは、就学前の障害のある児童などです。
重度訪問介護	居宅で生活されている重度の肢体不自由がある人で常に介護を必要とする人に対し、ヘルパーが居宅を訪問して食事、入浴、排せつなどの介護や外出時における移動支援などを総合的にを行います。
就労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のため一定期間の訓練などを行います。
就労継続支援 A 型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。施設と利用者との間で雇用契約を結び、労働基準法に準じた業務を行います。
就労継続支援 B 型	通常の事業所への雇用が困難な障害のある人を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練などを行います。雇用契約は結びません。

項 目	内 容
障害児相談支援	障害のある子ども、家族などからの相談に対して、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助、助言を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営むための支援を行います。
生活介護	常時介護を要する障害のある人等を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行います。
相談支援事業	障害のある人、家族などからの相談に対して、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助、助言を行うことにより、自立した日常生活または社会生活を営むための支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気や家族の休養などのため、一時的に夜間も含め施設や事業所で入浴、排せつ、食事の介護およびその他必要な日常生活の支援を行います。
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的とし、日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
保育所等訪問事業	児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
放課後等 デイサービス	放課後などの時間に生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流などを行います。 対象となるのは、就学している障害のある児童などです。(幼稚園・大学除く)
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助などを行います。